

# 愛知県内の民間建築物吹付けアスベスト対策

## 補助制度のご案内

◆ 民間建築物の  
吹付けアスベスト対策を支援します



## 補助制度の概要

### はじめに

愛知県での建築物のアスベスト対策の補助は、市町村が事業主体として、国及び県の支援を受け実施しています。

### ○ アスベストが施工されている可能性のある吹付け材の 分析調査費を補助します

**【対象区域】** 愛知県の補助制度を創設している市町村内  
(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、小牧市、稲沢市、知立市、岩倉市、豊明市、みよし市、東浦町、犬山市、東海市)  
計21市町

**【対象建築物】** アスベスト含有の恐れのある吹付け建材(※1)が施工されている恐れのある建築物

**【対象者】** 対象建築物の所有者又は管理者です。

**【補助内容】** アスベスト含有の恐れのある吹付け建材(※1)について、アスベストの分析調査(※2)に要する費用に対し補助します。  
補助額は、対象となる費用について定額(15万円から25万円以内)(※3)とします。(※4)

#### (補助の内訳)

市町村が負担する補助金は、国が定額(10/10)で補助を行うこととなります。

※アスベスト含有調査等に関する事業については、建築物石綿含建材調査者による調査に基づき実施することとされています。

※1 アスベスト含有の恐れのある吹付け建材の例

吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、吹付けバーミキュライト、吹付けパーライト 等

※2 「分析調査」は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8月21日付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通達)により示された分析方法を標準とします。

※3 補助額は、千円未満の端数切捨て等実際に要した費用と同じにならない場合があります。

※4 補助にあたっては、実施する市町村の予算等の制約があります。

## 制度の目的

既存民間建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたアスベストの飛散による人々の健康障害を予防し、生活環境の保全を図るため、建築物の所有者又は管理者が行う分析調査及び除去等に要する経費について支援することにより、アスベスト対策を促進させることを目的としています。

## ○ アスベストが施工されている吹付け材の

### 除去等改修費の一部を補助します

- 【対象区域】** 愛知県の補助制度を創設している市町村内  
(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、小牧市、岩倉市、みよし市、犬山市、東海市) 計16市
- 【対象建築物】** 吹付けアスベスト等(※4)が施工されている建築物(付属する機械室・電気室等を含みます。)
- 【対象者】** 対象建築物の所有者又は管理者です。
- 【補助内容】** 吹付けアスベスト等の除去等(※4、5)に要する費用の補助です。  
補助率は、対象となる費用の2/3以内、補助限度額は、市町村が定める額(120万円から180万円)以内を限度とします。  
また、アスベスト除去等以外の改修に合わせてアスベスト除去等を行う場合には、除去等相当分の費用が補助の対象となります。
- (補助の内訳)  
市町村の補助金には、国が1/3、県が1/6、市町村が1/6の割合で国と県が支援し、合計で対象工事費の2/3を補助しています。

- 例えば、改修費用が270万円要する場合は、  
国が  $270 \text{万円} \times 1/3 = 90 \text{万円}$   
県が  $270 \text{万円} \times 1/6 = 45 \text{万円}$  (補助限度額の45万円以下)  
市町村が  $270 \text{万円} \times 1/6 = 45 \text{万円}$   
となり、合計で180万円の補助が受けられます。

※アスベスト除去等に関する事業については、石綿障害予防規則(厚生労働省令第二十一号)第十九条に基づく石綿作業主任者によるアスベスト除去に関する作業計画の策定にあたり、石綿含有建材調査者が関与すること。

※4 吹付けアスベスト等の除去等の補助対象

- ・吹付けアスベスト
- ・吹付けロックウールでその含有するアスベストの重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるもの

※5 「吹付けアスベスト等の除去等」とは、以下の工事をいいます。

除去	吹付け材を全て除去する工事をいいます。 吹付け材が耐火被覆材の場合、除去後は同等の耐火性能を有する部位に戻す工事が必要です。
封じ込め	吹付け材の表面に固化剤を吹付け、塗膜を形成したり、浸透させ、結合力を強化することによりアスベストを封じ込める工事をいいます。
囲い込み	吹付けアスベストが存在する天井、壁等を非石綿建材で覆いアスベストを囲い込む工事をいいます。

(参 考)

○吹付け石綿



鉄骨耐火被覆



機械室吸音材



天井断熱材

(主な使用部位と用途)

- ・鉄骨耐火被覆
- ・天井断熱材
- ・機械室吸音材 など

(特 徴)

- ・石綿の含有量が 60～70% と多い
- ・飛散の度合いが高い

(国土交通省「目で見えるアスベスト建材」より)

すでに、吹付けアスベスト等の分析調査または除去等をおこなったものは、補助の対象となりません。

- 補助を希望される方は、必ず事前に対象となる建築物が所在する市町村にご相談ください。

問い合わせ先 愛知県建築局公共建築部住宅計画課防災まちづくりグループ  
TEL052-954-6549(ダイヤルイン) FAX052-961-8145